仲裁合意書(和解手続からの移行)

　申立人と相手方は、申立人と相手方との間の下記事件について、第一東京弁護士会仲裁センター（以下「一弁仲裁センター」と言います。）において和解手続を進めていましたが、このたび、和解手続を終了させ、仲裁により紛争の解決を図ることに合意しました。そこで、申立人と相手方は、下記のとおり仲裁契約を締結し、一弁仲裁センターに本仲裁合意書を提出します。

記

１　事件の表示

事 件 名　　　　　　　　　　　請求仲裁等申立事件

事件番号　平成　　　年度（仲）第　　　　　　号

当 事 者　申立人

相手方

２　申立人と相手方は、一弁仲裁センターが定める仲裁手続規則によって仲裁手続が行われることに合意します。

３　申立人と相手方は、これまで和解手続を行ってきた仲裁人予定者が仲裁人に就任することに合意します。

４　申立人と相手方は、和解手続において提出した主張及び証拠を、仲裁手続においても維持します。

５　申立人と相手方は、仲裁人の行った仲裁判断に従い、異義を述べません。

６　申立人と相手方は、仲裁人が仲裁判断をするにあたって判断の理由を記載しなくとも異義を述べません。

７　申立人及び相手方は、一弁仲裁センターが定める仲裁手数料規則及び仲裁判断書に記載される仲裁手数料の負担割合に従い、仲裁手数料を一弁仲裁センターに納付します。

８　申立人と相手方は、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることを合意しました。

９　その他

平成　　　年　　　月　　　日

申　立　人　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　○

相　手　方　住　所

　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　○